

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第42期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社コスモスイニシア
【英訳名】	COSMOS INITIA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 嘉幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号
【電話番号】	(03)3580-2867
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 中崎 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号
【電話番号】	(03)3580-2867
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 中崎 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社コスモスイニシア西日本支社 (大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第42期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第41期
会計期間	自平成21年4月1日至 平成21年6月30日	自平成22年4月1日至 平成22年6月30日	自平成21年4月1日至 平成22年3月31日
売上高(百万円)	48,670	20,897	169,995
経常利益又は経常損失() (百万円)	468	16	7,581
四半期純損失()又は当期純利益 (百万円)	11	248	25,701
純資産額(百万円)	44,958	13,608	14,011
総資産額(百万円)	207,757	88,951	105,734
1株当たり純資産額(円)	435.22	2,388.31	2,354.25
1株当たり四半期純損失金額()又 は1株当たり当期純利益金額(円)	1.18	51.30	2,480.23
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)			752.37
自己資本比率(%)	21.64	15.30	13.25
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,174	726	54,058
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	11,893	11	15,332
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,978	10,791	63,235
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	10,158	14,920	26,423
従業員数(人)	3,336	432	448

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記の金額には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、第41期第1四半期連結累計(会計)期間及び第42期第1四半期連結累計(会計)期間につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 平成21年11月6日付で普通株式10株を1株に併合し、第1回A種優先株式20株を1株に併合しております。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、株式会社コスモスイニシア（当社）及び子会社6社並びに関連会社1社により構成されており、事業は不動産販売事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業、工事事業、海外事業、これらに附帯する事業を行っております。

当第1四半期連結会計期間において主要な関係会社の異動はありません。

（1）セグメント事業区分「不動産販売事業」

・不動産販売事業

当社は、「イニシアシリーズ」等の新築マンション及び「コスモアベニューシリーズ」等の戸建住宅分譲を行っており、CAM6特定目的会社は、マンション等におけるノンリコースローン取り組みを目的に設立された会社であります。

・不動産販売代理事業

当社は、新築マンションの販売代理等を行っております。

（2）セグメント事業区分「不動産賃貸事業」

・不動産賃貸事業

当社は、マンション及びオフィスビル等の転貸（サブリース）等を行っております。

（3）セグメント事業区分「不動産仲介事業」

・不動産仲介事業

当社は、買替え等の中古物件需要に対応するマンションの仲介、事業用等の土地・建物の仲介等を行っております。

（4）セグメント事業区分「その他事業」

・工事事業

株式会社コスモスモアは、オフィス改修工事、マンション販売におけるモデルルームの設営、住宅及び事務所のリフォーム・コーディネート等を行っております。

・海外事業

Cosmos Australia Pty. Ltd. 及びその子会社3社は、オーストラリア・クイーンズランド州フレーザー島（世界遺産に登録されている世界最大の砂の島）においてホテル・リゾート運営等を行っているほか、オーストラリア国内における不動産に附帯する事業を行っております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	432（448）
---------	----------

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

（2）提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	288（184）
---------	----------

（注）1．上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

2．上記表の他に社外への出向者2名がおります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各セグメント業績に関連付けて記載しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項における将来に関する事項は、四半期報告書提出日（平成22年8月12日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間の連結経営成績は、当社グループの主力事業である不動産販売事業におきまして、新築マンション及び戸建住宅の引渡戸数が減少したことや、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社コスモスライフ（現大和ライフネクスト株式会社、以下「コスモスライフ」という。）を連結の範囲から除外した影響等により、前年同期比大幅な減収となった一方で、事業利益率の改善、販売費及び一般管理費の削減に努めたこと等により、売上高208億97百万円（前年同期比57.1%減）、営業利益1億71百万円（同88.9%減）、経常損失16百万円となりました。また、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額2億38百万円を特別損失に計上したことなどにより、四半期純損失2億48百万円を計上いたしました。

< 連結業績 >

（単位：百万円）

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	48,670	20,897	27,772	57.1
営業利益	1,550	171	1,379	88.9
経常利益又は経常損失（ ）	468	16	485	
四半期純損失（ ）	11	248	236	

各セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間よりセグメント区分を変更しております。このため、前年同四半期実績数値を変更後の区分と配賦方法に遡及修正した上で、前年同四半期比較を行っております。

不動産販売事業

新築マンション販売におきましては、『イニシア大和南』（神奈川県）、『イニシアコート北浦和』（埼玉県）、『イニシア京都太秦』（京都府）等、当第1四半期連結会計期間中の引渡戸数が304戸（前年同期比628戸減）となったこと等により、売上高64億84百万円（同76.1%減）を計上いたしました。

戸建住宅販売におきましては、『コスモアベニュー府中幸町』（東京都）等、宅地分譲を含め35区画（同24区画減）を引き渡し、売上高15億94百万円（同33.7%減）を計上いたしました。

また、連結子会社であるCAM6特定目的会社が保有する事業用地の『武蔵浦和駅第3街区』（埼玉県）等、事業再生計画に基づき事業内容を見直した開発事業用地の売却を進めたことや新築マンションの販売代理収入等を合計した結果、不動産販売事業におきましては、売上高156億27百万円（同56.4%減）を計上いたしました。

一方で、新築マンションの売上総利益率は前年同期比6.0%改善の14.6%、戸建住宅の売上総利益率は同4.2%改善の18.5%となり、販売費の削減に努めたこと等により、営業利益6億41百万円（同63.3%減）を計上いたしました。

< 不動産販売事業の業績 >

（単位：百万円）

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	35,813	15,627	20,185	56.4
営業利益	1,748	641	1,107	63.3

< 売上高の内訳 >

（単位：百万円）

	前第1四半期		当第1四半期		前年同期比		増減率（%）
	販売数量	金額	販売数量	金額	販売数量	金額	
新築マンション（戸）	932	27,138	304	6,484	628	20,654	76.1
戸建住宅（区画）	59	2,407	35	1,594	24	812	33.7
土地・建物	-	5,918	-	7,400	-	1,482	25.0
販売代理・その他	-	348	-	147	-	201	57.8
合計	-	35,813	-	15,627	-	20,185	56.4

新築マンション及び戸建住宅の販売状況

（平成22年6月30日現在）

		引渡計画	契約済			契約進捗率（%）
			前連結会計年度末	第1四半期	第1四半期末	
第2四半期連結累計期間	新築マンション（戸）	510	238	169	407	79.8
	戸建住宅（区画）	73	43	23	66	90.4
通期	新築マンション（戸）	2,277	539	618	1,157	50.8
	戸建住宅（区画）	141	47	28	75	53.2

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、マンションのサブリース事業を中心に展開しましたが、前連結会計年度においてコスモスライフを連結の範囲から除外したことや一部解約の影響等により、売上高33億86百万円（同8.5%減）、営業利益73百万円（同49.3%減）を計上いたしました。

<不動産賃貸事業の業績>

（単位：百万円）

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	3,702	3,386	316	8.5
営業利益	145	73	71	49.3
転貸マンション戸数	7,678	6,957	721	9.4
空室率（%）	4.5	4.4	0.1	-

不動産仲介事業

不動産仲介事業におきましては、新築マンション購入者の買替え対応に注力したこと等により個人仲介が堅調に推移し、また、法人仲介も前年同期を上回ったこと等により、売上高2億23百万円（同56.4%増）、営業利益34百万円を計上いたしました。

<不動産仲介事業の業績>

（単位：百万円）

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	143	223	80	56.4
営業利益又は営業損失（ ）	114	34	149	-

その他事業

その他事業におきましては、前連結会計年度においてコスモスライフを連結の範囲から除外したことによる影響や、オフィス改修工事の受注が減少したこと等により、売上高20億78百万円（同79.1%減）、営業利益9百万円（同98.4%減）を計上いたしました。

<その他事業の業績>

（単位：百万円）

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	9,943	2,078	7,865	79.1
営業利益	585	9	576	98.4

（2）資産、負債、純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は889億51百万円となり、前連結会計年度末比167億82百万円減少いたしました。これは、借入金の返済に伴う現金及び預金の減少や、連結子会社であるCAM6特定目的会社が保有する事業用地を売却したこと等により、仕掛販売用不動産が減少したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は753億43百万円となり、同163億79百万円減少いたしました。これは主に支払手形、借入金が減少したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は136億8百万円となりました。なお、自己資本比率は15.30%、1株当たり純資産は2,388円31銭となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、149億20百万円となりました。

[前年同四半期連結会計期間末は101億58百万円]

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前四半期純損失が2億39百万円となったことや、仕入債務が54億48百万円減少した一方で、たな卸資産が54億97百万円減少したことから、7億26百万円の資金の減少となりました。

[前年同四半期連結会計期間は61億74百万円の減少]

投資活動によるキャッシュ・フローは、11百万円の資金の増加となりました。

[前年同四半期連結会計期間は118億93百万円の減少]

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入金の返済による支出が104億98百万円あったことや、配当金の支払額が2億92百万円あったことから、107億91百万円の資金の減少となりました。

[前年同四半期連結会計期間は79億78百万円の増加]

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	505,000,000
第1種優先株式	31,500,000
劣後株式	20,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,978,225	7,997,976	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	(注) 1, 2, 7
第1種優先株式	31,500,000	31,500,000	非上場・非登録	(注) 3, 4, 5 7, 8
劣後株式	20,000	20,000	非上場・非登録	(注) 1, 3, 6, 7, 9
計	39,498,225	39,517,976		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの、新株予約権の行使により増加した普通株式数、また劣後株式の普通株式への転換により増加した普通株式数は含まれておりません。

2. 権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 第1種優先株式及び劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
4. 第1種優先株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。
修正の基準：大阪証券取引所の終値(45取引日目に始まる連続する30取引日平均)の90%
修正の頻度：6ヶ月に1回
5. 第1種優先株式のうち30,500,000株は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化によるものであります。
6. 劣後株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。
修正の基準：大阪証券取引所の終値(45取引日目に始まる連続する30取引日平均)の99%
修正の頻度：平成22年5月1日以降の取引日毎
7. 普通株式、第1種優先株式、劣後株式ともに、単元株式数は100株であります。
8. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 第1種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「第1種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当金の額

第1種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、平成22年3月31日に終了する事業年度においては、平成21年10月31日以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる金額）とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

第1種優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 1.50%

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 第1種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 累積条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(5) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、()1,000円、()第1種累積未払配当金および()第1種未払経過利息の合計額を支払う。「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降平成45年6月30日（同日を含む。）までの間（以下「第1種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、()各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、()剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り

捨てる、また、0を下回る場合は0とする。)の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：()当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、() ()当該転換請求日の前月の末日(以下「当該前月末日」という。)における発行済株式(自己株式を除く。)の数および()当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：()当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、() ()当該前月末日における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数および()当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成21年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの毎年6月30日および12月31日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)における時価(以下に定義される。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、平成25年7月1日以降、修正後取得価額が平成25年6月30日における取得価額の30%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所(但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所。なお、株式会社大阪証券取引所の承継人を含み、当社の普通株式が株式会社大阪証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場)をいう。以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} \\ \text{- 当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} \\ \text{- 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計

算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記およびのいずれかに該当する場合には、当社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「第1種償還請求期間」という。)、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める条件および下記(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができるものとし、当社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額(以下「任意償還価額」という。)の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または下記(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日(以下「償還請求日」という。)の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

- (a) 1,000円
- (b) 第1種累積未払配当金
- (c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。)

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に上記4.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記4.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

- (a) 1,000円
- (b) 第1種累積未払配当金
- (c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。)

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とする。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

12. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

13. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. 劣後株式の内容は、次のとおりであります。

1. 劣後株式配当金

当社は、劣後株式を有する株主(以下「劣後株主」という。)または劣後株式の登録株式質権者(以下「劣後登録株式質権者」という。)に対し、剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 当社の残余財産を分配するときにおいて、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき下記(3)に定める普通株式分配基準額を支払う。

(2) 普通株主または普通登録株式質権者に対して上記(1)に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額(上記(1)に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する劣後株式の数を除く。)に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の合計で除して得られる額をいう。)に下記(3)に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金銭を支払う。

(3) 劣後株式分配比率

- (a) 「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、下記(4)の定めに従って調整される。
- (b) 「劣後株式分配比率」は、50,000円を上記(a)に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(4) 普通株式分配基準額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「普通株式分配基準額調整式」という。)により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後普通株式分配基準額} &= \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \end{aligned}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本(4)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本(4)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基

準額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する

場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による普通株式分配基準額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

（b）上記（a）に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき、

（c）普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

（d）普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

（e）普通株式分配基準額の調整に際し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が1円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。

3. 議決権

劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

劣後株主は、平成22年5月1日以降平成42年5月1日（同日を含む。）までの間（以下「劣後転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、（ ）各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、（ ）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：()当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、() ()当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数、()当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および()当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

B：()当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、() ()当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数、()当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および()当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)および(3)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を、下記(2)および(3)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成22年5月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の99%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。

なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年5月1日（同日を含む。）までの間に上記2.

(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価（以下に定義される。）の99%（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り下げる。）に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(3)において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日（同日を含む。）までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下、本項において「一斉転換日」という。）が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を

劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、第1種優先株式の株主（当社を除く。）が存しない場合、いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる劣後株式1株を取得するのと引換えに、50,000円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めのある無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

9. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

10. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取得する普通株式数が、取得する月において上場株式数の10%を超えないように制限をする措置を講じております。

11. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	27個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	2,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 331,720円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 3,317.2円 資本組入額 1株につき 1,658.6円
新株予約権の行使の条件	平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権(自己新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。
- 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されおらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第4回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	2,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 331,720円
新株予約権の行使期間	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 3,317.2円 資本組入額 1株につき 1,658.6円
新株予約権の行使の条件	平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権(自己新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。
払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されおらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第5回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	16個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	1,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 331,720円
新株予約権の行使期間	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 3,317.2円 資本組入額 1株につき 1,658.6円
新株予約権の行使の条件	平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権(自己新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。
- 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されおらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第6回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	2,350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	235,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 331,720円
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 3,317.2円 資本組入額 1株につき 1,658.6円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権(自己新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。
払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されおらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1種優先株式

	第4四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

劣後株式

	第4四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日 (注)		39,498,225		5,000	29	29

(注) 資本剰余金からの配当に伴う資本準備金の積立であります。

(6) 【大株主の状況】

住友信託銀行株式会社から平成22年8月6日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成22年7月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	2,307,151	5.84

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 31,500,000		(注)1
	劣後株式 19,800		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)		
	普通株式 600		(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,944,800	79,448	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 32,825		(注)1
	劣後株式 200		(注)1
発行済株式総数	39,498,225		
総株主の議決権		79,448	

(注)1. 第1種優先株式、劣後株式及び普通株式の内容は、「1(1) 発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株(議決権15個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社コスモスイニシア	東京都千代田区内幸 町一丁目3番2号	600		600	0.00
計		600		600	0.00

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、862株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	450	452	330
最低(円)	339	295	284

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	総務・人事・仲介事業 ・西日本支社担当	総務人事・西日本支社 担当	桑原 伸一郎	平成22年7月1日
取締役	建築・賃貸事業担当	建築担当	杉谷 景	平成22年7月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,920	26,423
受取手形及び売掛金	1,350	1,729
販売用不動産	9,171	8,777
仕掛販売用不動産	42,365	48,354
その他のたな卸資産	362	261
繰延税金資産	17	22
その他	4,233	3,592
貸倒引当金	8	8
流動資産合計	72,411	89,153
固定資産		
有形固定資産	482	489
無形固定資産	289	321
投資その他の資産		
長期貸付金	9,168	8,846
繰延税金資産	11	10
その他	6,712	7,071
貸倒引当金	123	159
投資その他の資産合計	15,768	15,769
固定資産合計	16,539	16,581
資産合計	88,951	105,734

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,202	15,651
1年内返済予定の長期借入金	9,325	15,463
未払法人税等	4	59
賞与引当金	103	194
その他	7,463	7,925
流動負債合計	27,100	39,295
固定負債		
長期借入金	38,799	43,158
事業再生損失引当金	6,195	6,001
その他	3,248	3,266
固定負債合計	48,242	52,427
負債合計	75,343	91,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	6,630	44,874
利益剰余金	3,497	34,204
自己株式	0	0
株主資本合計	15,128	15,670
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	9
為替換算調整勘定	1,520	1,667
評価・換算差額等合計	1,520	1,658
少数株主持分	0	0
純資産合計	13,608	14,011
負債純資産合計	88,951	105,734

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	2 48,670	2 20,897
売上原価	40,506	16,912
売上総利益	8,163	3,985
販売費及び一般管理費	1 6,612	1 3,814
営業利益	1,550	171
営業外収益		
設備賃貸料	61	21
その他	40	45
営業外収益合計	101	66
営業外費用		
支払利息	864	244
その他	319	10
営業外費用合計	1,183	254
経常利益又は経常損失()	468	16
特別利益		
投資有価証券売却益	-	15
貸倒引当金戻入額	18	-
その他	-	0
特別利益合計	18	15
特別損失		
投資有価証券評価損	233	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	238
その他	2	0
特別損失合計	236	238
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	250	239
法人税、住民税及び事業税	68	3
法人税等調整額	194	5
法人税等合計	262	8
四半期純損失()	11	248

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	250	239
減価償却費	175	74
貸倒引当金の増減額(は減少)	45	35
賞与引当金の増減額(は減少)	428	93
事業再生損失引当金の増減額(は減少)	447	17
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	238
投資有価証券売却損益(は益)	-	15
投資有価証券評価損益(は益)	233	-
受取利息及び受取配当金	8	7
支払利息	864	244
売上債権の増減額(は増加)	1,768	403
たな卸資産の増減額(は増加)	21,354	5,497
仕入債務の増減額(は減少)	24,323	5,448
その他	4,527	1,074
小計	5,133	474
利息及び配当金の受取額	29	7
利息の支払額	904	243
法人税等の支払額	166	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,174	726
投資活動によるキャッシュ・フロー		
担保預金の預入による支出	11,693	-
有形固定資産の取得による支出	56	21
投資有価証券の売却による収入	-	25
貸付金の回収による収入	1	13
その他	144	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,893	11
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	9,409	-
長期借入金の返済による支出	1,426	10,498
配当金の支払額	0	292
その他	4	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,978	10,791
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,083	11,503
現金及び現金同等物の期首残高	20,241	26,423
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,158	14,920

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益が16百万円減少し、経常損失が16百万円増加し、税金等調整前四半期純損失が254百万円増加しております。</p> <p>また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「その他」が254百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結貸借対照表)	<p>前第1四半期連結会計期間において固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」(前第1四半期連結会計期間末7,206百万円)は、資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>前第1四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「建物及び構築物(純額)」(当第1四半期連結会計期間末218百万円)、「土地」(当第1四半期連結会計期間末13百万円)及び「その他(純額)」(当第1四半期連結会計期間末250百万円)は、当第1四半期連結会計期間から四半期連結貸借対照表の一覧性及び明瞭性を高めるため、「有形固定資産」として一括掲記しております。</p> <p>前第1四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「投資有価証券」(当第1四半期連結会計期間末685百万円)は、重要性が乏しくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																				
1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,110百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,089百万円																				
2. 偶発債務 顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。	2. 偶発債務 顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td>1,528</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.</td> <td>591</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,119</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証額(百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	1,528	Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.	591		(6百万豪ドル)	計	2,119	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td>3,155</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.</td> <td>594</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,749</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証額(百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	3,155	Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.	594		(7百万豪ドル)	計	3,749
被保証者	保証額(百万円)																				
顧客住宅ローン連帯保証債務	1,528																				
Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.	591																				
	(6百万豪ドル)																				
計	2,119																				
被保証者	保証額(百万円)																				
顧客住宅ローン連帯保証債務	3,155																				
Kingfisher Bay Resort Village Pty.Ltd.	594																				
	(7百万豪ドル)																				
計	3,749																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 販売促進費 1,945百万円 人件費 1,882百万円 賞与引当金繰入額 124百万円 退職給付費用 35百万円	1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 販売促進費 1,139百万円 人件費 1,062百万円 賞与引当金繰入額 26百万円 退職給付費用 14百万円
2. 当社グループの主要事業である不動産販売事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時期につきましては、例年、2～3月頃に集中することが多くなるため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比べ高くなる傾向があります。	2. 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (百万円)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (百万円)
現金及び預金勘定 21,851	現金及び預金勘定 14,920
担保預金 11,693	現金及び現金同等物計 14,920
現金及び現金同等物計 10,158	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,978千株
第1種優先株式	31,500千株
劣後株式	20千株
合計	39,498千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	0千株
------	-----

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権の四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	2,700	
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	2,100	
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	1,600	
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	235,000	
	合計			

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	292	9.30	平成22年3月31日	平成22年6月30日	資本剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 賃貸事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	35,494	4,693	3,616	4,865	48,670		48,670
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高		232	46	653	932	(932)	
計	35,494	4,926	3,663	5,518	49,602	(932)	48,670
営業利益	876	328	82	204	1,492	58	1,550

(注) 1. 事業区分は売上集計区分によっております。

2. 各事業の主な内容

不動産販売事業.....マンション、戸建住宅及び土地・建物の販売

不動産管理事業.....マンション、オフィスビル、厚生施設等の管理運営

不動産賃貸事業.....マンション、オフィスビル、厚生施設等の賃貸及び転貸(サブリース)

その他.....不動産の仲介、工事、海外事業他

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社をはじめとする事業会社によって構成されており、各事業会社は、取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業展開を行っております。

したがって、当社グループは、各事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「不動産販売事業」、「不動産賃貸事業」、「不動産仲介事業」、「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不動産販売事業」は、新築マンション及び戸建住宅分譲並びに新築マンションの販売代理等を行っております。「不動産賃貸事業」は、マンション及びオフィスビルなどの転賃（サブリース）等を行っております。「不動産仲介事業」は、買替え等の中古物件需要に対応するマンションの仲介、事業用等の土地・建物の仲介等を行っております。「その他事業」は、子会社におけるオフィス改修工事、マンション販売におけるモデルルームの設営、オーストラリアにおいてホテル・リゾート運営等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他事業	
売上高					
（1）外部顧客に対する売上高	15,627	3,356	223	1,690	20,897
（2）セグメント間の内部売上高又は振替高		29		388	418
計	15,627	3,386	223	2,078	21,315
セグメント利益	641	73	34	9	758

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	758
セグメント間取引消去	27
全社費用（注）	559
四半期連結損益計算書の営業利益	171

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,388.31円	1株当たり純資産額	2,354.25円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	13,608	14,011
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	32,660	32,793
(うち優先株式等)	(32,500)	(32,500)
(うち優先配当額)	(160)	(292)
(うち少数株主持分)	(0)	(0)
普通株式に係る純資産額(百万円)	19,052	18,781
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	7,977	7,977

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 1.18円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 51.30円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失()(百万円)	11	248
普通株主に帰属しない金額(百万円)	129	160
(うち優先配当額)	(129)	(160)
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	141	409
期中平均株式数(千株)	119,727	7,977
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2. 平成21年11月6日付で普通株式10株を1株に併合し、第1回A種優先株式20株を1株に併合しております。当該株式併合が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第1四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純損失金額は11.80円であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 町田 公志 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業的前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間末において449億58百万円の債務超過の状況にあり、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高木 嘉幸 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。